

後期高齢者医療制度のお知らせ



8月1日から有効の新しい被保険者証を7月にお送りします

●8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です

更新に伴い、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で発送します。

●8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません

8月1日以降は、新しい被保険者証をお使いください。
(有効期限をお確かめください)

薄橙色(びわ色)
になります

交付年月日	令和 3年 8月 1日
後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 4年 7月 31日
被保険者番号	01234567
住所	大津市京町西丁目3番28号
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 38年 4月 1日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日
被保険者番号	39252010
被保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
!山折り(裏面)!	
氏名	広城 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	1割
有効期限	令和 4年 7月 31日

令和3年度の保険料をお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和3年度の1年間の保険料や、お支払いの方法についての通知書を、7月中に送付します。

●保険料の計算のもとになるのは

令和3年度の保険料は、令和2年中の所得にもとづいて計算されます。

●保険料の支払方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されている方は、その金額を年金から直接お支払いいただきます。
「普通徴収」の欄に金額が記載されている方は、納付書か口座振替でお支払いいただきます。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」、 「限度額適用認定証」を更新します

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは

医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」を提示すると、同一医療機関での窓口負担が、ひと月の限度額までとなります。

●対象となる方

- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
令和3年度の住民税(町・県民税)が世帯全員非課税の方
- ・限度額適用認定証
令和3年度の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

●手続き方法

①昨年から引き続き対象の方

新しい被保険者証に同封して郵送いたします。(申請手続きは不要です)

②対象となる方で認定証をお持ちでない方

被保険者証と個人番号(マイナンバー)がわかる書類をご持参のうえ、住民課保険年金担当で申請してください。

保険料の軽減特例 を見直します

保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減(本則)に特例的に上乗せして軽減を行ってきました。

◆令和元年度から段階的に見直しを行っており、令和3年度が見直しの最終年度となります。

◆令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方(7.75割軽減該当)について、本則どおり7割軽減となります。

詳しい案内は、保険料額決定通知に同封して7月に郵送します。



◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584 または
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013 HP : <http://www.shigakouiki.jp/>

みんなを支えよう 国民健康保険

8月1日から国民健康保険の被保険者証が新しくなります！

国民健康保険（国保）被保険者証は8月に更新となりますので、有効期限が令和3年7月31日となっている被保険者証



（紫色）は使用できなくなります。8月1日からご使用いただく被保険者証（桃色）を7月中に簡易書留郵便で発送しますので、病院などへ行く際は新しい被保険者証をお持ちください。

新しい被保険者証がお手元に届いていない場合や、住所・氏名などに変更がある場合は、すみやかに住民課保険年金担当までご連絡ください。

○他の健康保険に加入していませんか
社会保険など、別の保険証をお持ちの方に国保の被保険者証が届いている場合は、国保の資格喪失の手続きが必要になります。

社会保険などの保険証、個人番号（マイナンバー）がわかる書類、本人

確認ができるものをお持ちのうえ、住民課保険年金担当で手続きしてください。

○古い被保険者証を回収しています
古い被保険者証は役場で回収をしています。期限の切れた被保険者証のみを返信用封筒に入れてポストへ投函してください。

○令和3年10月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります
マイナンバーカードを使えば、就

職や転職、引越しをしても保険証の切り替えを待たずにカードで受診ができます。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前に登録が必要です。

◆問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください！

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

①保険料申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

また、令和2年度に保険料の全額免除または納付猶予された方で、申請時に翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望され

た方は、申請手続きが不要です。（退職や被災等の特別な事情で承認された場合や世帯構成等に変更があった場合には、改めて申請手続きが必要です）

③学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として4月から翌年3月までです。

※各種申請の手続きは申請月の2年1か月前までごかのぼって申請できます。

※手続きには、年金手帳をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証を併せてお持ちください。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課
☎077-567-2220
住民課 保険年金担当
☎0748-52-6584